

久喜市教育委員会令和7年11月定例会

開催月日 令和7年11月25日（火曜日）

開催場所 鷺宮行政センター3階 庁議室1・2

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時29分

久喜市教育委員会令和7年11月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

イ 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

ウ 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見徴取について

第 4 議事

議案第48号 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和6年度対象）について

議案第49号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第50号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第51号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（審議・検討等情報を含むため）

教育委員

出席委員 4名

教育長 柿沼光夫

委員 小野田真弓

委員 山中大吾

委員 渋谷克美

欠席委員 1名

教育長職務代理者 諸橋美津子

事務局

教育部長 野川和男

教育部副部長 木村明信

参事兼学校施設課長 甲田栄二

参事兼指導課長 飯野純子

参事兼生涯学習課長 山田知加子

参事兼文化振興課長 齋藤英行

学校給食課長 佐藤純子

公民館事業推進室長 富澤均仁

教育総務課課長補佐 相園浩一

教育総務課

主任 宮道未央

説明のための招致者

こども未来部参事兼保育幼稚園課長 堀口ひとみ

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。暑かった夏から秋を通り越し、冬の寒さを感じるこの頃ですけれども、11月に入りインフルエンザが流行、埼玉県では例年より1か月早く警戒警報が発令されました。市内の小・中学校でも学級閉鎖、学年閉鎖が急増しており、うがい、手洗いの励行、マスクの着用などの感染対策の徹底を指導しているところでございます。

なお、本市の小・中学校では、学級閉鎖、学年閉鎖になっても、オンラインによる授業を実施しておりますので、子どもたちの学習の機会が確保されております。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員3名と私を含め4名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年11月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告文につきましては、審議・検討等情報を含む案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告文につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求める。

令和7年10月23日に開催いたしました令和7年10月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの3件であります。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課よりご説明いたします。

教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） 教育長報告ア、久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の1ページを御覧ください。このたびの改正は、令和7年3月24日に公布済みの久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則につきまして、教育長報告いでご報告をいたします、久喜市立学校給食センター条例施行規則の改正に当たり、改正箇所が重複して支障が生じることから整理を行ったものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。一部改正規則の第9条が、久喜市立学校給食センター条例施行規則において、義務教育学校について規定をする条文となつておりましたが、このたびの給食センター条例施行規則の例規整備に伴い支障が生じるため、同条を削除するものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

教育委員会規則の改正につきましては、本来教育委員会の議決事項でございますが、久喜市立学校給食センター条例施行規則を令和7年11月1日付で施行する必要がありましたことから、本規則につきましては、令和7年10月31日付で教育長専決にて公布、施行したものでございます。

なお、今回の改正で削除した義務教育学校に係る規定につきましては、今年度中に改めて久喜市立学校給食センター条例施行規則を改正し、対応する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対するご質問をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、学校給食課長よりご説明いたします。

学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 続きまして、久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

3ページを御覧ください。久喜市立学校給食センター条例施行規則に定める学校給食費の額は、保護者負担額のみで、これまでの物価高騰に係る食材料費の上昇分は公費負担としていたため、実際にかかる学校給食費の額を規則に入れておりませんでした。今後、国の学校給食無償化が進む中で、保護者負担と教員負担を含めた総額を明らかにしておく必要があるため、規則改正を行ったものでございます。

それでは、改正する条文についてご説明いたします。まず、第4条の見出しを「学校給食の実施日」から「実施予定日数」に改め、同条中「校長」を「久喜市教育委員会」に、「年間188日」を「188日」に、「年間185日」を「185日」に改めるものでございます。

次に、第5条でございます。条例第5条に規定する学校給食費の額は、別表に掲げる左欄には、給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とするものでございます。

第2項は、給食食材費等について、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものの学校給食費の額は、同表に掲げる額の範囲内において、教育委員会が別に定める規定を設けたものでございます。

次に、第6条は、学校給食費の保護者負担等について、前条の1食当たりの学校給食費の額から、月ごとに納付する額を算出する規定でございます。

第2項は、転入または転出、その他不定期に学校給食の提供を受ける児童等の納付についての規定でございます。

次に、第7条は、年度内において学校給食の提供を受ける回数が、第4条に規定する実施予定日数と異なる際に必要な調整を行うことができる規定となります。

その他といたしまして、第8条を削除し、「第9条」を「第8条」に改正いたします。

次に、附則でございます。第1条で施行期日を、令和7年11月1日から実施、第2項で経過措置を規定しております。経過措置としまして、施行日以後に提供される学校給食の給食費について適用し、施行前に提供した学校給食費について、従前のとおりとするものでございます。

第3項は、学校給食費の徴収に関する特例として、施行の日から当分の間、第5条別表の学校給食費の額「322円」とあるものは「243円」、「398円」とあるものは「295円」とする規定でございます。この特例は、これまでどおり保護者の負担軽減を図るため、学校

給食費のうち保護者負担の額を従前のとおりとするものでございます。

以上が、教育長報告イ、久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についての説明でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 第4条におきまして、給食の実施日は実施予定日数に変わるわけですけれども、各学校での給食の実施日につきましては、従前どおり校長が定めると理解してよろしいのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） そのとおりでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それは、根拠というのはどこによるものなのでしょうか。現行といいますか、改正前のものは校長が決めるということですね。それがなくなったわけですから、その校長が給食実施を決めるという、その根拠というのはどこということになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） この規定では、年間の実施回数を教育委員会が定めると規定しているものでございまして、その実施する日にちに関しては校長が、学校の日数に応じて決めていくというように改正するものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今まで規則で校長が、と決まっていたわけですけれども、それが実施回数になるということですね。ですから、例えば小・中学校の管理規則ですとか、その他の中で校長が実施日を決めるとか、そういう扱いになるということか、そこを確認したかったのですが。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 給食の予定回数を教育委員会が決めるという理解で、185日又は185日実施してくださいということではあるのですけれども、規定には、こちらの条文は校長関係のものを外してはありますけれども、従来通り、学校の授業時間数の中で実施していただくことになります。

○教育長（柿沼光夫） 校長が実施日を定めると、どこかに規定があるのですかという質問ですが、いかがですか。

○学校給食課長（佐藤純子） それは特に規則には入れておりません。

○教育長（柿沼光夫） 規則にはない、取ってしまったわけでしょう。ですから、それはどこかに入るのですか、別のどこかにという質問です。

学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 規則には入れなかったので、給食の予定については実施回数

の中で、学校には何らかの通知をして、実施日を決めていただくことになります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今まで規則で校長が決めるようになっていたものが、それを外していくわけですね。ですから、例えば小・中学校管理規則の中のその他の中で校長がというような、そういったことを加えるようにするのか。今のお話ですと何か通知でということですから、その根拠はどのようになったのかなというのが、ちょっと気になっています。

給食のことに関して、校長が決めるのは実際の現場のことですのでいいと思うのですが、特にこの実施日を決めるという、校長が決めるというのを省いても問題はないという、そういう理解でよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） はい、問題はないと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

もう一点伺いたいのですが、学校給食費の関係で、令和7年の2月に自公と維新の3党合意によって、令和8年度から小学校の給食費の無償化というものが実施するというのがありましたけれども、この国の制度設計というのはどこまで進んでいるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 先日の新聞報道等で、3党で、令和8年4月から実施予定ということで、2023年に国で行った調査の結果、月当たり4,700円程度を基準に公立の小学校で行うという報道がありました。市町村のほうまで通知等は来ていないので、そのようになるという認識はしております。

○教育長（柿沼光夫） 報道だけの話ですね。

○学校給食課長（佐藤純子） そうです。

○教育長（柿沼光夫） あくまで報道だけの話で、何らこれについての説明は、国、県からないということでいいですか。

○学校給食課長（佐藤純子） はい。教育長のおっしゃるとおり、通知等はまだ来ておりません。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうすると、国、県からの通知が来ていないということは、先ほど4月からという話もありましたが、それは未定と取れるのですが。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 現時点では通知等が来ていないので、実施が実際になされるかどうかというのは、今のところ未定と考えているところでございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告ウにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さん一時退出をお願いいたします。

[これより非公開とする]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時45分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見徴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課課長補佐。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） 教育長報告ウ、令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）（案）に係る意見徴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和7年11月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、11月7日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきまして、各担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

歳出の補正でございます。補正予算案の48、49ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、事業名2、小学校教材整備事業39万6,000円の増額でございます。内容といたしましては、市内小学校の理科備品である電源装置の一部につきまして、低濃度P C Bが含まれている可能性があることから、こちらを安全に廃棄するに当たり、含有調査を行うための業務委託料でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、事業名2、中学校教材整備事業52万8,000円の増額でございます。内容といたしましては、先ほどの小学校教材整備事業と同様で、電源装置について、中学校分の含有調査を行うための業務委託料でございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。ページ戻りまして17ページをお開きください。表の下から2番目、小学校安全監視員被服購入66万8,000円の追加でございま

す。内容といたしましては、令和8年度に会計年度任用職員として任用予定でございます小学校安全監視員の被服購入について、令和7年度中に契約事務を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、教育総務課が所管する補正予算の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） それでは、教育長報告ウのうち学校施設課の所管分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。予算書案の26、27ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、補正額1,595万7,000円の増額でございます。こちらは、鷺宮西小中学校の整備に係る屋内運動場改修工事、既存校舎の改修工事に対する国庫補助金の令和8年度の補助単価が変更されたことに伴い、補正するものでございます。

続きまして、同じく2節小学校費補助金、補正額732万7,000円の減額でございます。こちらは、今年度実施しております小林小学校、三箇小学校、栢間小学校の屋内運動場非構造部材改修工事に対する国庫補助金が採択されなかったことにより、補正するものでございます。

次に、歳出でございます。46、47ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、事業名12、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業、補正額760万円の増額でございます。内容といたしましては、鷺宮西小中学校の整備工事に係る周辺家屋等への影響を確認するための家屋事後調査業務委託料でございまして、委託料のうちの前金払い分でございます。本業務につきましては、整備工事完了後、令和7年度から令和8年度当初にかけて実施を予定しているものでございまして、前金払いの請求がなかった場合は、令和8年度に繰り越さなければならぬため、4ページにございますとおり、繰越明許費を追加補正しております。また、残高につきましては、18ページにございますとおり、令和8年度分として債務負担行為の補正をしてございます。

続きまして、2項中学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、補正額2億9,371万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料2,738万円の増額、14節工事請負費2億9,098万円の増額でございます。内容といたしましては、委託料は久喜小学校ほか9校の自家用電気工作物改修工事に係る管理業務委託料のうちの前金払い分を増額し、6月補正で各学校の分電盤内に高濃度PCB含有機器が使用されている可能性があることから、その調査、運搬、処分の業務委託料を算出いたしましたが、調査の結果、該当機器がなかったことから、運搬と処分の業務委託料を減額するものでございます。自家用電気工作物改修工事に係る管理業務委託については、令和7年度から令和8年度にかけて実施を予定していますことから、前金払いの請求がなかった場合は、令和8年度に繰り越さなければならぬため、5ページにございますとおり、繰越明許費の変更補正をするものです。また、残高につきましては、18ページにございますと

おり、令和8年度分として債務負担行為の追加補正をしてございます。工事請負費につきましては、6月補正で各学校の分電盤内に高濃度P C B含有機器が使用されている場合の工事費として、コンデンサー等交換工事を予算措置していましたが、該当機器がなかったことから減額し、久喜小学校他9校の自家用電気工作物の改修工事のうち、前金払い分を増額するものでございます。自家用電気工作物改修工事については、令和7年度から令和8年度にかけて実施を予定しておりますことから、業務委託料と同様に、5ページにございますとおり繰越明許費の変更補正、18ページから19ページにございますとおり債務負担行為の追加補正をしてございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。3目学校建設費、事業名1、小学校耐震化整備事業でございます。こちらは歳入でご説明いたしましたとおり、国庫補助金の不採択に伴い財源内訳を見直すものでございまして、予算等の増減はございません。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業、補正額488万円の減額でございます。内訳でございますが、12節委託料28万6,000円の減額、14節工事請負費459万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、小学校費と同じく、分電盤内に高濃度P C B含有機器が使用されていなかったことから減額するものです。

ページ戻りまして17ページをお開きください。債務負担行為の補正内容として下から3行目、鷺宮西小中学校の整備工事完了後に、令和7年度から令和8年度にかけて実施を予定している業務委託として電波受信障害事後調査業務委託、令和7年度中に契約し、令和8年の4月1日から1年間を履行期間とする業務委託として、18ページ、1行目、鷺宮小学校及び旧上内小学校警備業務委託、2行目、鷺宮小学校浄化槽維持管理業務委託、19ページ、下から5行目、旧菖蒲南中学校警備業務委託、下から4行目、旧菖蒲南中学校浄化槽維持管理業務委託について、債務負担行為を設定してございます。

学校施設課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 続きまして、学校給食課所管分についてご説明いたします。

初めに、第3表、債務負担行為補正となります。19ページ、20ページを御覧ください。19ページの一番下、学校給食センターエレベーター保守点検業務委託及び20ページ、学校給食管理システムクラウド利用につきましては、単年度契約ではございますが、切れ目のない委託契約とするため、長期継続契約を交わす必要があることから、債務負担行為の補正を行うものでございます。

次に、歳入でございます。30ページ、31ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、1目学校給食費収入、1節学校給食費収入、1細節学校給食費徴収金（現年度分）、補正額38万2,000円の増額でございます。増額の内容といたしまして、3点ございます。1点目は、11月1日から米飯価格が引き上げられたことに伴い、小学校で5円、中学校で8円の値上げを行っておりますことから、その上昇分について、教職員の先生方にご負

担いただく額の増額によるもの。2点目が、先ほどご説明いたしました学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴い、歳入科目の学校給食教職員等食材代を11月1日以降、学校給食費に一本化したことによるもの。3点目が、当初予算で見込んでいた児童生徒数に対し、実際の喫食者数が下回ったことによる減額の影響を相殺して算出したものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、3目雑入、4節雑入、20細節保健体育費雑入、学校給食教職員等食材代、補正額776万円の減額でございます。こちらは先ほどご説明しましたとおり、規則の一部改正に伴う財源振替による減額、及び当初予算時に想定した児童生徒数に対し、実際の喫食者数が下回ったことによる減額でございます。

次に、歳出でございます。50ページ、51ページをお開きください。10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、事業番号4、学校給食運営事業でございます。令和7年11月からの米飯価格が引上げられたことに伴い、小学校で5円、中学校で8円の値上げ分は公費で負担し対応いたしますが、児童生徒数等の実状を踏まえ、現計予算の範囲内で執行が可能ありますことから、歳出の補正を行わず、歳入の財源内訳の変更のみ行うものでございます。

学校給食課からの説明は以上になります。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 指導課の予算についてご説明いたします。

債務負担行為の補正でございます。17ページ、教育通信ネットワーク機器保守点検業務委託、ICTサポート業務委託、校務ネットワーク管理業務委託、AI型教材ライセンス使用、19ページ、小学校教師用デジタル教科書使用、中学校教師用デジタル教科書使用につきましては、4月当初からの事業運営のために補正を行っております。

続きまして、歳入でございます。予算書28、29ページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、2節小学校費補助金のうち、公立学校情報機器整備事業費補助金、補正額575万7,000円増、補正後額2億7,899万7,000円でございます。

次に、3節中学校費補助金のうち、同様に補正額253万3,000円減、補正後額1億3,988万3,000円でございます。学習使用端末契約金額の確定に伴い、補助金が増額、減額になるものでございます。

次に、歳出でございます。予算書48、49ページを御覧ください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額188万4,000円の減額、補正後額6億4,073万5,000円、契約差金による不用額を減額するものです。

続きまして、50ページ、51ページを御覧ください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額1,253万5,000円の減額、補正後額3億2,410万2,000円、契約差金による不用額を減額するものです。

指導課からは以上です。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 続きまして、保育幼稚園課の所管分についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開きください。債務負担行為でございます。下から2行目の栗橋幼稚園通園バス運行業務委託でございます。栗橋幼稚園に通園する児童の送迎に係るバスの運行業務について、入札などの契約事務行為を経て、令和8年4月当初から執行するため、債務負担行為を設定するものです。期間につきましては令和7年から令和8年度で、限度額が357万円でございます。

以上が保育幼稚園課所管分の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 確認ですが、46、47ページの教育総務費、事務局費の義務教育学校開校準備事業の家屋事後調査業務委託料ですが、これは工事に伴う被害調査というものなのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） こちらは、工事が始まる前に事前調査というのをやつておりますと、事後調査と事前調査のセットでありますので、工事が終わった後、その工事に起因して家屋等門扉だとかに支障があるかないかを比較するための調査でございます。ただ、事後調査については、相手方に事後調査を希望するかを確認して、希望するとなつたお宅だけ調査するという内容になってございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、今現在そういう被害は、申出が出ているとか、そういったものではないと理解してよろしいわけですね。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○参事兼学校施設課長（甲田栄二） はい、そのとおりでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時03分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第48号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第48号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第48号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第48号 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価
(令和6年度対象)についての提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別冊のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） それでは、議案第48号 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和6年度対象）につきましてご説明申し上げます。

議案書の別冊、令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書（令和6年度対象）素案の1ページを御覧ください。初めに、1の点検・評価の趣旨でございます。本点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会事務の管理及び執行の状況について、報告書の作成、議会への提出、さらには公表が義務づけられております。

次に、2の点検・評価の対象及び方法でございます。

（1）、点検・評価の対象でございます。第3期久喜市教育振興基本計画で設定した数値目標と、同計画の令和6年度実施計画で示した取組における進捗状況を対象としております。

（2）、点検・評価の方法でございます。第3期久喜市教育振興基本計画で設定しました77の数値目標につきまして、毎年度の目標値とそれに対する実績値を比較する方法で実施いたしました。また、同計画の実施計画で示しました230の取組につきまして、大項目ごとに成果と課題を分析し、今後の方向性を示す形で実施いたしました。

なお、点検・評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされていることから、令和7年10月10日に会議を開催し、外部有識者2名からご意見、感想等を頂戴し、施策ごとに取りまとめて掲載をさせていただきました。

次に、2ページ、3の点検・評価結果の構成でございます。こちらは、報告書の見方を記載しております。

なお、達成度につきましては、大項目ごとに取組の結果を総合的に判断し、4段階で評価を実施いたしました。

次に、3ページから8ページまでにつきましては、教育委員会の活動状況でございます。教育委員会の構成、教育委員会会議の開催状況、総合教育会議の開催状況、教育委員会委

員の教育施設訪問状況について記載しております。

最後に、9ページ以降は、項目ごとの点検・評価の内容でございます。3つの基本目標ごとに章立てをし、一覧表の形で掲載をしております。本来であれば個別にご説明を申し上げるところでございますが、事前に資料を配付させていただいておりますことから、具体的な説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第48号について質疑をお受けします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 1つ伺います。ページ番号、26ページになります。外国語教育の推進ということで、達成度が2となっております。この英語教育の推進は、教育委員会でもかなり注目されてきたものだと思うのですが、この想定を下回った理由というのはどのように分析されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） おっしゃるとおり、下回っている状況が続いております。全国の平均としますと、令和6年度が52.4%ですので、久喜市が全国から比べて下がっているものではないですが、目標値からは下がっているところです。要因として、やはり一番は授業の在り方を変えていかなければならないというところです。県学調等で求められている力が知識習得型ではなくて、それを活用する、即興でアウトプットしたりするような、活用できるような力を求めているところがございます。その授業改善がまだ十分進んでいないところもありますので、令和7年度につきましては、年3回、英語の教員を集めた研修を行い、3級相当というところで、話す、書く活動を重視した授業改善の徹底を現在行っているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 色々工夫されているようですが、来年度、8年度以降の取組というのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 今取り組んでいる中で一番力をいれているところは、英検3級受験というところで予算をつけていただいております。こちら実際に3級を取った中学校3年生という数字については上がっておりませんので、二極化、3級を目指さないようなお子さんに対しても、アプローチをかけていきながら実際に3級を受験し、またそこで自分の力を試しながら英語力育成につなげていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 3級を受験する生徒の数が、たしか下降傾向という時期があったと思うのですが、この辺を向上させる手立てというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 英語検定につきましては、今現在、中学校2年生から補助金を出させていただいておりますので、受ける人数、また合格者についても、上昇傾向は見られるところでございます。こちらの評価については、文科省で行っている3級以上の英語力を有する生徒の割合を教師が答えているものでございまして、その評価の仕方についても、先生の認識が統一されていないという課題も多少ありますので、3級相当の認識の統一というのを併せて行っていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

別のもう一点、よろしいですか。60ページの事業連番198番の新・放課後子ども総合プランの実現に向けた連携というところですが、この新・放課後子ども総合プランにつきましては、令和5年度で国のはうは終了していると思います。現在どういった位置づけで事業をされているのかを確認させてください。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） ご指摘のとおり、新・放課後子ども総合プランについては令和5年度で終了しておりますが、令和5年12月に新たに放課後児童対策パッケージが策定されておりまして、現在はこれに基づいて推進を図っている状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。この連携ということで、市長部局と教育委員会との連携、あるいは現場サイドの放課後児童支援員とゆうゆうプラザの実施委員さん、あるいは運営委員さん、その辺の連携というのは現状としてはどういった状況なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） こちらについては、教育委員会と、それからこども未来部のこども育成課が主担当になるかと思いますが、そちらと連携しながら指導を行っていくものでございます。教育委員会におきましては、久喜市教育振興基本計画実施計画の中の、連番198番になりますが、そちらに定めることで、引き続き放課後児童の居場所づくりというところに尽力してまいりたいと考えております。また、こども未来部におきましても、久喜市こども計画の中に同様に定める形で実施を図っていくと聞いております。現場サイドでの現状の取組状況ですが、児童の居場所が分からなくならないように、例えば本来学童保育に行く時間にゆうゆうに行ったりすることがありますが、それぞれの指導員ですとか、実施員の間で連絡を密に取り合って、児童の所在がいつもはっきりしているように取り組んでいると伺っております。

それから、ゆうゆうの中で実施していた講座ですかイベントを、学童の中で実施したというような事例もありますので、そういう現場サイドでの交流が現在は行われているところです。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和6年度対象）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第49号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第49号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第49号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第49号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） 議案第49号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書3ページ、議案参考資料1ページを御覧ください。このたびの改正は、教育委員会が貸付けを行っている入学準備金と奨学金につきまして、利用者の利便性向上を図るため、申請期間の見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。初めに、第3条第2項の改正でございます。こちらは、入学準備金について、大学等の合格発表後に申請できるようにするため、「12月1日から同月20日まで」を「1月10日から3月10日まで」に改めるものでございます。

続きまして、第11条第2項の改正でございます。こちらは、奨学金について通年で申請できるようにするため、申請期間を指定していた条文を削除するものでございます。

続きまして、第14条の改正につきましては、奨学金について、在学証明書の提出をもって、当該年度分の貸付けを行うことを規定するものでございます。第1項につきましては、申請年度の貸付けについて、第2項につきましては、翌年度以降の貸付けについて規定をするものでございます。また、それと併せて条ずれを修正しております。

最後に、附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第49号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） この入学準備金・奨学金ですが、令和6、7年度の高校、大学における利用状況、それからその返済状況はどうでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。
- 教育総務課課長補佐（相園浩一） こちらの奨学金の利用状況でございます。令和6年度につきましては、高等学校は0件、専修学校が1件で18万円、大学が7件で126万円、合計が144万円でございました。また、入学金と奨学金を合わせた返済の状況でございますけれども、令和6年度中に51件で532万1,400円の返済があったところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 高校のほうで1件、大学のほうで7件とありました。これは奨学金ですか、それとも入学準備金ですか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。
- 教育総務課課長補佐（相園浩一） 失礼いたしました。入学準備金が、専修学校1件で50万円ございました。奨学金が、専修学校1件の18万円で、大学は7件の126万円でございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 大学の7件というのは奨学金ですね。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。
- 教育総務課課長補佐（相園浩一） 大学につきましては、奨学金のみでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今年度の利用状況、7年度はどうでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。
- 教育総務課課長補佐（相園浩一） 令和7年度につきましては、従来の申請期間が12月からという形でございましたので、継続して貸付けをしているものが、専修学校が1件で18万円、大学が5件で90万円、合計6件の108万円を、令和6年度以前に申請いただいた方に引き続き貸付けを行っているというところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 先ほど返済のほうの51件という数字がありましたが、これは滞納とか、どうなのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課課長補佐。
- 教育総務課課長補佐（相園浩一） 滞納の部分につきましても継続して、いわゆる督促も行っている状況でございまして、長期にわたっている方については、督促を引き続いて行っているところでございます。近年貸付けを行って、いわゆる貸付けがまだ滞っているというのが増えているという状況ではないというところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 督促というのは何件ぐらい出しているのでしょうか。併せて、不納欠損は出ているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時23分 再開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） お時間いただきてすみません。ありがとうございます。ご質問いただきました督促につきましては、10人の方に行っている状況でございます。同じ方が、高校、大学の区分ですか、そういった部分もございますので、その件数合わせて全て足したら10人という形になります。不納欠損については、なしという状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第50号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第50号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第50号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第50号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小・中学校管理規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案第50号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

議案書5ページ及び議案参考資料2ページを御覧ください。本改正は、令和5年の人事院勧告に基づき、令和7年4月からフレックスタイム制の拡大が勧告されたことを受けたものです。これに伴い、令和7年4月1日の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部が改正されました。この改正を受けて、本規則では以下のように所要の改正を行うものでございます。

第31条第1項の「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に、同条第2項の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条」を「県条例第6条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものでございます。

また、別記様式中の「証する。」の後の句点を削除し、「証する」に改めるものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、公布日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第50号について質疑をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 特ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 久喜市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第51号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第51号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第51号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第51号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令についての提案理由をご説明させていただきます。

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 議案第51号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書7ページ及び議案参考資料3ページを御覧ください。先ほどと同様、令和7年4月1日に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部が改正されたことを受けまして、本規程では以下のとおり、所要の改正を行うものでございます。

第10条第5項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振

らない日」を加えるものでございます。

また、様式第6号の1の2、様式第9号の1、2、様式第16号の形式を県の様式に合わせ整えたものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、公布日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第51号について質疑をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐（相園浩一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、施設訪問を予定しております。内容については、久喜市立中央図書館、日時は令和7年12月25日木曜日、定例会議前の午後2時から図書館の見学を行い、午後2時50分頃から定例会議を開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は、12月25日木曜日。会場は、久喜市立中央図書館。午後2時から図書館の視察を実施し、その後、定例会を開催する予定いたします。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時29分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和7年11月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年12月25日

教育長 柿沼光夫

委員 小野田真弓

委員 渋谷克美